

テーマ : SGDｓ と不貞行為

不貞行為とは？

- (1) 民法 770 条は離婚原因を定めるが、同条 1 項 1 号に定められている離婚原因が不貞行為である。この不貞行為については、従来、異性との間の性行為を意味すると解されており、同性間の性的交渉については、離婚原因とならない、と解されてきた。ところが、近時、下級審ではあるが、同性間の性的関係も不貞行為にあたるとして、相手方に対する損害賠償請求（慰謝料）を認める裁判例が現れた（下級審判例集未搭載）。
- (2) なお、近時の調査によれば、離婚原因として最も多いのは、性格の不一致、その他、経済的な問題、暴力行為（DV）及びハラスメントであり、いずれも適用条文としては 770 条 1 項 5 号の「その他婚姻を継続し難い事由」を根拠とする婚姻関係の破綻である。

東京地裁令和 3 年 2 月 16 日判決

- ① 従来裁判例としては、同性カップルの一方の不貞行為によって破綻した事案において、「同性カップルも一定の法的保護を与える必要性は高い。」と指摘して、110 万円の損害賠償（慰謝料）を認めた事案があったが、これは、あくまで 770 条 1 項 5 号の類推適用によるものと思われる。なお、この判決に対して控訴が提起されたが、東京高裁でも地裁の結論が維持された。
- ② さらに、上記東京地裁判決は、夫が、妻が同性愛の女性と交際することは認めていたものの、性的関係を持つことまでは了解していなかった、として、離婚後に不貞行為を理由として妻の交際相手の女性に慰謝料を請求した事案である。同判決は、不貞行為とは、「婚姻生活を害するような性的行為」であるとして、男女間の性交渉だけでなく妻と女性との性的行為も不貞行為にあたる、と認定して、性的行為の相手である女性に対して、33 万円の賠償（慰謝料）を命じた。この判決は、夫婦間の婚姻が妻の不貞行為によって離婚に至ったことを前提として、不貞行為の相手方に損害賠償を命じたものと解される。

本判決と SGDｓ

現在、同性カップルに対しても婚姻関係類似の保護を与えようとする方向性が不可避となっているが、こういった考え方は、持続可能な社会の実現という SGDｓ の理念における「多様性の確保」（ダイバーシティ）に関連している。すなわち、LGBT と言われる同性愛者の存在を社会的に承認し、一定の権利を付与しようという動きである。もちろん、現時点では、同性カップルには民法 770 条の適用はないが、同条 1 項 1 号又は 5 号に違反する行為があった場合には慰謝料請求が認められる可能性がある。本判決は、これを「不貞行為」と位置付けたことに意義があるが、SGDｓ という考え方によって社会的弱者に法的保護が与えられた場合には、同時に、一定の範囲で義務も発生することに留意する必要がある。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.82 は、「忘れられる権利」(21C33)の予定(2021/6 発行予定)としております。

以上